

# 業務範囲の変更について

平素は、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成22年7月1日より、下記の表のとおり、工作物の業務範囲を拡大いたしましたのでご案内します。

(株)千葉県建築住宅センター

## 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(業務の範囲)</p> <p>第15条 確認検査業務を行う範囲は、法6条第1項各号に掲げる建築物に係る確認並びに同第7条の2及び第7条の4に規定する検査とする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、次のとおりとする。ただし、建築士法に基づく建築士の設計によるものに限る。</p> <p>(1) 建築物の規模は、床面積が1000㎡以内で地上3階以下のすべての建築物</p> <p>(2) 法第88条第1項の工作物で高さが3m以下の擁壁及び高さが4mを超える<u>広告塔、広告板、装飾塔、記念塔</u> <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第15条 確認検査業務を行う範囲は、法6条第1項各号に掲げる建築物に係る確認並びに同第7条の2及び第7条の4に規定する検査とする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、次のとおりとする。ただし、建築士法に基づく建築士の設計によるものに限る。</p> <p>(1) 建築物の規模は、床面積が1000㎡以内で地上3階以下のすべての建築物</p> <p>(2) 建築物の計画に含まれる同一敷地内にある法第88条第1項の工作物で地上3m以下の擁壁</p> <p>(3) 省略</p>